

令和三年第三回大阪広域水道企業団議会  
十一月定例会会議録

令和三年十一月十六日（火曜日）午後一時開議

○出席議員

一	番	伊豆丸	精二
二	番	西村	昭三
三	番	吉川	敏文
四	番	高木	公香
五	番	細井	公馨
六	番	宮田	俊治
七	番	福本	健一
八	番	上野	尚子
九	番	上田	光夫
十	番	坂本	尚之
十一	番	西野	辰也
十二	番	高山	裕次
十三	番	野々下	重夫
十四	番	山本	一男
十五	番	大東	真司
十六	番	坂本	健治
十七	番	神田	隆生
十八	番	外園	康裕
十九	番	弘	豊
二十	番	寺島	誠
二十一	番	片山	敬子
二十二	番	古谷	公俊
二十三	番	島	弘一
二十四	番	岡田	伴昌
二十五	番	井上	健太郎
二十六	番	二神	勝

二十七番	東田	正樹
二十八番	菅野	英美子
二十九番	是枝	綾子
三十番	二見	裕子
三十一番	道工	晴久
三十二番	浅岡	正広
三十三番	井上	浩一

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

企業	部長	永藤	英機
副企業	部長	松本	竜三
理事兼経営	管理部長	上田	伊宏
技術長兼事業	管理部長	中田	耕介
経営戦略	担当部長	中塚	肇
経営管理部	経営企画課長	林	千絵
経営管理部	危機管理課長	松村	博幸
経営管理部	広域連携課長	田村	武志
経営管理部	広域調整課長	高橋	里歌
経営管理部	総務課長	小島	謙一
経営管理部	会計課長	岡先	雅史
事業管理部	副理事兼技術管理課長	向井	隆裕
事業管理部	工務課長	堤	重徳

代表 監査委員  
経営管理部総務課参事兼監査委員事務局長

○職務のため出席した者

議事局	局長	濱田	雄司
議事局	書記	晴間	幸一

○議事日程

- 第一 会議録署名議員の指名
- 第二 会期決定の件
- 第三 諸般の報告  
(当選議員の報告・紹介)  
(例月現金出納検査結果報告)  
(説明者の通知)
- 第四 当選議員の議席の指定
- 第五 第一号議案 大阪広域水道企業団個人情報保護条例一部改正の件
- 第六 第二号議案 大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件
- 第七 第三号議案 大阪広域水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例一部改正の件
- 第八 第四号議案 令和二年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分件
- 第九 第五号議案 令和二年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金処分件
- 第十 第一号報告 令和二年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件
- 第十一 第二号報告 令和二年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件
- 第十二 第三号報告 令和二年度決算に基づく資金不足比率報告の件
- 第十三 第四号報告 債権放棄報告の件
- 第十四 第六 一般質問

○会議に付した事件

議事局	書記	石田	治仁
議事局	書記	瀬島	一樹
議事局	書記	森川	あやめ



午後一時 開会

○浅岡議長 定刻となりましたので、ただいまより令和三年十一月定例会を開会いたします。

○浅岡議長 開議に先立ち、企業長から御挨拶があります。

○浅岡議長 永藤英機企業長。  
(永藤英機企業長登壇)

○永藤企業長 企業長の永藤です。

本日は、令和三年第三回企業団議会十一月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多忙のところ御参加いただきまして、ありがとうございます。

本日の定例会への提出議案は、条例案三件、剰余金処分に係る議決案件二件、令和二年度の決算に関する報告三件、債権放棄に関する報告一件です。御審議をどうぞよろしくお願いいたします。

本定例会では、企業団が市町村の水道事業を開始して以来、初めて料金改定に係る条例案を提出いたしました。

水需要の減少に伴い料金収入が減少する中で、老朽化した施設の更新や耐震化等に伴う多額の支出が見込まれることから、水道事業の経営は厳しさを増しています。

企業団としましては、持続可能な経営基盤を構築するため、適正な料金水準の設定が必要と考えておりますが、業務のさらなる効率化に取り組み、お客様負担となる料金については、可能な限り抑制できるように取り組んでまいります。

議員の皆様には一層の御理解、御協力をいただくようお願いいたします。

それでは、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○浅岡議長 企業長の御挨拶が終わりました。

○浅岡議長 本日の会議を開きます。

○浅岡議長 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十八条の規定により、西村昭三議員及び吉川敏文議員を指名いたします。

○浅岡議長 日程第二、会期決定の件を議題とします。  
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日一日としたいと思います。  
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○浅岡議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決定いたしました。

○浅岡議長 日程第三、諸般の報告を議題といたします。

○浅岡議長 まず、当選議員の報告の件であります。

令和三年十一月一日付で外園康裕議員が、同じく弘豊議員が、同じく二神勝議員が、同じく管野英美子議員がそれぞれ当選されましたので、御報告いたします。  
この際、当選議員を御紹介いたします。外園康裕議員でございます。

○外園議員 どうぞよろしくお願いいたします。

○浅岡議長 弘豊議員でございます。

○弘議員 よろしく申し上げます。

○浅岡議長 二神勝議員でございます。

○二神議員 よろしく申し上げます。

○浅岡議長 管野英美子議員でございます。

○管野議員 よろしく申し上げます。

○浅岡議長 以上で、御紹介を終わります。

○浅岡議長 次に、監査委員の例月現金出納検査結果の報告は、お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

○浅岡議長 また、本日の説明者の通知は、お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

○浅岡議長 日程第四、当選議員の議席の指定を行います。

当選議員の議席は、会議規則第三条第一項の規定により、お手元に配付の議席一覧表のとおり指定いたします。

○浅岡議長 日程第五、議案第一号から第五号並びに報告第一号から第四号まで、大阪広域水道企業団個人情報保護条例一部改正の件外八件を一括議題といたします。

議案は、お手元に配付しておきましたので、御承願いたします。

議案につきまして、副企業長の説明を求めます。

○浅岡議長 松本副企業長。

(松本竜三副企業長登壇)

○松本副企業長 本議会に提出いたしました第一号議案から第五号議案及び第一号報告から第四号報告につきまして、御説明申し上げます。

提出議案の表紙をおめくりいただき、一ページを御覧ください。

第一号議案は、大阪広域水道企業団個人情報保護条例一部改正の件でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が令和三年九月一日に一部改正されたことに伴い、改正を行うものです。

新旧対照表を御覧ください。

第三十一条の二は、情報提供等の記録の訂正を実施した場合の通知先として定める総務大臣について、内閣総理大臣に改めます。同じく、情報提供等の記録の訂正を実施した場合の通知先として定める情報照会者等を定義するため、番号法を引用している箇所について、第十九条第七号を第十九条第八号に、同条第八号を同条第九号に改めます。

附則を御覧ください。本条例の施行日は、公布の日とします。

二ページをお開きください。

第二号議案は、大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件でございます。

千早赤阪水道事業に係る料金体系を、用途別から口径別に変更するとともに、平均改定率二六％の料金改定を行うほか、所要の改正を行うものです。

新旧対照表を御覧ください。

別表第一第十三項に定める千早赤阪水道事業の料金を改めるとともに、メーター使用料を廃止することから、別表第二第六項に定めるメーター使用料の表を削除します。

また、別表第三第十三項に定める加入金の表について、メーターの口径の区分のうち、七十五ミリメートル以上を七十五ミリメートルに改めます。

附則を御覧ください。本条例の施行日は、令和四年四月一日とします。

また、経過措置として、施行日以後初めて計量する使用水量に係る料金及びメーター使用料については、改正前の規定によることを定めます。

四ページをお開きください。

第三号議案は、大阪広域水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例一部改正の件でございます。

新たに企業団職員となった者が任命の際に提出している宣誓書について、国における押印の見直しの方針を踏まえ、当該宣誓書への押印を廃止するものです。

新旧対照表を御覧ください。

宣誓書の様式から押印欄を削除し、氏名欄に署名のみを求めるとします。

附則を御覧ください。本条例の施行日は、公布の日とします。

五ページを御覧ください。

第四号議案は、令和二年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分でございます。

上段は、水道用水供給事業に係る未処分利益剰余金七十七億三千六百七十五万四千円について、五十四億七千九百九十三万八千円を減債積立金に、一億五千五百三十二万五千円を水道事業統合促進積立金に積み立て、二十一億四百四十九万一千円を資本金に組み入れることについて、また下段は、市町村域水道事業に係る未処分利益剰余金十五億三千九百九十七万四千円について、三億四千七十一万二千円を利益積立金に、八千八百八十一万二千円を建設改良積立金に積み立て、十億六千三百三十万八千円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第三十二条の規定により議決を求めるとです。

六ページをお開きください。

第五号議案は、令和二年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金処分でございます。

工業用水道事業に係る未処分利益剰余金五十一億五千六十九万四千円について、十八億四千八百七十九万八千円を減債積立金に積み立て、三十三億百八十九万六千円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第三十二条の規定により議決を求めるとです。

七ページを御覧ください。

第一号報告、令和二年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件及びページをおめぐりいただきまして八ページ、第二号報告、令和二年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件につきまして、併せて御説明申し上げます。

別冊の令和二年度水道事業会計決算書、工業用水道事業会計決算書のほうを御覧ください。

まず、水道事業会計の水道用水供給事業につきまして御説明申し上げます。

決算書の一ページをお開きください。

事業の概況といたしましては、大阪府内の四十二市町村に対して、年間約五億一千七百七十四万八千立方メートルの水道用水を供給し、単年度で三十九億三千五百二十六万二千円の利益が生じました。また、千里浄水池更新工事のほか、送水管布設工事などを行いました。

十八ページ及び十九ページをお開きください。

決算報告書でございます。

収益的収入及び支出のうち収入でございますが、事業収益は、予算額四百二十二億四千五百九十四万九千円に対し、決算額は四百三十一億一千五百四十四万三千円となっております。

次に、支出でございますが、事業費用は、予算額四百二十三億三千九百四十万三千円に対し、決算額は三百八十二億六千五百三十七万二千円となっております。

二十ページ及び二十一ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち資本的収入は、予算額六十五億四千六百六十四万四千円に対し、決算額は六十三億三百八十七万七千円となっております。主な内容は、企業債、国庫補助金等及び建設受託工事収入などがございます。

次に、資本的支出は、予算額二百六十四億三千二百

六十九万一千円に対し、決算額は二百四十六億三千五百八十二万円となっております。主な内容は、改良事業及び水源開発事業に係る負担金などに要した建設改良費、企業債償還金などがございます。

続いて、市町村域水道事業につきまして御説明申し上げます。

六十一ページをお開きください。

全事業において単年度黒字を計上し、市町村域水道事業全体では四億一千百六十六万五千円の利益が生じました。

八十八ページ及び八十九ページをお開きください。

決算報告書でございます。

収益的収入及び支出のうち収入でございますが、事業収益は、予算額六十五億二千六百三十五万二千円に対し、決算額は六十四億七千五百四十二万円となっております。

次に、支出でございますが、事業費用は、予算額六十六億三千七百十三万一千円に対し、決算額は五十九億四千八百八十六万二千円となっております。

九十ページ及び九十一ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち資本的収入は、予算額十二億七千五百八万円に対し、決算額は十一億三千二百六十六万二千円となっております。主な内容は、企業債、出資金及び国庫補助金などがございます。

次に、資本的支出は、予算額三十三億四千九百四十六万九千円に対し、決算額は二十七億一千六百八十五万二千円となっております。主な内容は、建設改良費及び企業債償還金などがございます。

水道事業会計の決算説明につきましては、以上でございます。

続きまして、工業用水道事業会計について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、三百九ページをお開きください。

事業の概況といたしましては、令和二年度は延べ四百二十五事業所に対して、年間約一億七千四百六十四万メートルの工業用水を供給し、単年度で十八億四千八百七十九万八千円の利益が生じました。

また、主な事業につきましては、配水施設の整備を中心に行いました。

三百二十四ページ及び三百二十五ページをお開きください。

決算報告書でございます。

収益的収入及び支出のうち収入でございますが、事業収益は、予算額八十二億六千八百六十三万三千円に対し、決算額は八十三億三千三百九十六万八千円でございます。

次に、支出でございますが、事業費用は、予算額六十九億一千五百三十二万二千円に対し、決算額は五十九億三千六百三十万四千円でございます。

三百二十六ページ及び三百二十七ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち資本的収入は、予算額四十六億九千三百五十七万二千円に対し、決算額は四十三億四百八十八万四千円でございます。主な内容は、企業債、工事負担金及び国庫補助金などがございます。

次に、資本的支出は、予算額九十四億七千二百三十三万円に対し、決算額は八十一億四千四百八十九万二千円となっております。内容は、増補改良事業に要した建設改良費及び企業債償還金でございます。

工業用水道事業会計の決算説明につきましては、以上でございます。

恐れ入りますが、提出議案の資料のほうに戻っていただき、九ページをお開きください。

第三号報告は、令和二年度決算に基づく資金不足比率報告の件でございます。

水道事業会計、工業用水道事業会計ともに資金不足額はございません。

なお、令和二年度決算に対する監査委員意見書及び令和二年度決算に基づく資金不足比率審査意見書は、別冊としておりますので、よろしく御願ひ申し上げます。

十ページを御覧ください。

第四号報告は、債権放棄報告の件でございます。

本議案は、債権の管理に関する条例の規定により、令和二年度中に放棄した債権につきまして報告するものです。その内容につきましては、未収となっております水道料金及びメーター使用料等、計一千九百九十四件、四百七十四万六千六円につきまして、条例第十四条第一項第一号、第二号または第五号の規定により、その債権を放棄したものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく御願ひ申し上げます。

○浅岡議長 以上で副企業長の説明は終わりました。

○浅岡議長 この際、日程第五、議案第一号から第五号並びに報告第一号から第四号まで、大阪広域水道企業団個人情報保護条例一部改正の件外八件及び日程第六、一般質問を一括議題といたします。

これより、日程第五の諸議案に対する質疑及び日程第六の一般質問を行います。

通告がありましたので、順次、指名いたします。

○浅岡議長 まず、一問一答方式により、吉川敏文議員。  
(吉川敏文議員登壇)

○吉川議員 堺市の吉川でございます。議長のお許しをいただきまして、一般質問といたし

まして、府域一水道化に向けての水道事業運営の統一について一般質問を行いたいと思います。

大阪広域水道企業団は、府域一水道の実現に向け様々な取組を進め、現在では十三の水道事業を企業団が担っているところでございます。

しかし、統一した水道事業については、サービスマニュアルが一元化されておらず、地域によって差が生じていると仄聞しております。

府域一水道を目指すに当たっては、これらを統一し一元化することが、事業の合理化、効率化を進める上では必要ではないかと、このように考えております。

例えば、事例を挙げますと、私有地における給水管布設時の地権者の承認事項などにつきましても、統一した運営を行っていくべきであると考えているところでございます。

そこで、この点について企業団のお考えをお示しいただきたいと思えます。

○浅岡議長 これより答弁を求めます。

○浅岡議長 高橋課長。

(高橋里歌経営管理部広域調整課長登壇)

○高橋経営管理部広域調整課長 統合により承継した水道事業については、給水業務や営業業務などにおいて統合前の運用方法を引き継いでおり、十三の水道事業で異なる運用をしている業務がございます。

企業団といたしましては、業務の効率化を図るため、各種業務の標準化が重要であるとの認識の下、現在、取組を進めているところでございます。

例示のありました給水管布設時に私有地を通過する場合の対応についてでございますが、住民間のトラブルを回避するため、大阪広域水道企業団給水条例施行規程に基づき、当該土地所有者から原則として同意書を取得することとしており、十三水道事業で統一した

取扱いでございます。

○浅岡議長 吉川議員。

(吉川敏文議員登壇)

○吉川議員 統合した水道事業において、異なる運用を行っている業務については、その効率化を図るために標準化の取組を進めているということでございます。これは当然迅速に進めていただきたいわけでございます。

すけれども、例示いたしました私道における水道管布設の際には、当該土地所有者から同意書を取得することを原則に統一されているということでございます。しかし、私の調査では、この同意書を取っている自治体というのは、大阪府下の全ての自治体の中で二十六の自治体に限られているわけでございます。私としては、同意書を求めることで高額な請求がなされるなど、住民間のトラブルにつながる場合もあるために、同意書の取得につきましては再考する必要があるのではないかと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○浅岡議長 高橋課長。

(高橋里歌経営管理部広域調整課長登壇)

○高橋経営管理部広域調整課長 お答えいたします。

企業団では、土地所有者と連絡が取れない等、何らかの事情により同意書の提出が困難な場合は、工事申込み者の誓約書をもって対応しているところでございます。

しかしながら、他の事業体では同意書の提出を求めている例もあるとのことですので、今後、企業団といたしましては、他事業体の事例も参考にしながら、同意書の提出の必要性について検討してまいりたいと考えております。

○浅岡議長 吉川議員。

(吉川敏文議員登壇)

○吉川議員 この事例の件につきましては御検討いただけるということでございますので、どうかよろしくお願いたします。

これはほんの一例でございますので、そのほかにもたくさんのお話を、冒頭御答弁いただきましたように、しっかりと御検討いただきたいというふうに思います。冒頭の御答弁の中で、企業団では現在、業務の標準化や効率化に取り組んでいるとお話ございました。具体的に検針業務などの営業業務についてはどのようなになっているのか、お示しをいただきたいと思えます。

○浅岡議長 高橋課長。

(高橋里歌経営管理部広域調整課長登壇)

○高橋経営管理部広域調整課長 営業業務については、現在、毎月検針や二か月検針といった検針周期の違いや、検針から水道料金の納付期限までの期間の違いなど、水道センターごとに異なる運用を行っております。それらを統一するなど、営業業務の標準化に向け、検討を進めているところでございます。

また、各水道センターでは、異なる水道料金システムを使用しており、水道料金システムの統一に向けた検討も併せて進めているところでございます。

営業業務の効率化に向けた取組といたしましては、今年度、泉南、阪南、田尻、岬水道センターにおいて受付業務、検針業務、調定収納業務、開閉栓業務等を一本化し発注するなど、効率的な運営に努めているところでございます。

○浅岡議長 吉川議員。

(吉川敏文議員登壇)

○吉川議員 御答弁ありがとうございます。

企業団として事務の効率化及び営業業務の標準化に向けて取り組んでいただいていることは理解をいたしました。統合した水道事業を効率的に運用し、

そこにかかるコストを削減することは今後も努めていただきたいと、重ねて要望を申し上げたいと思います。

確かに、異なる業務を統一していくというのは非常に言うはやすし行うは難しい作業だとは思いますが、も、将来の府域一水道に向けては、現在統合をしていない市町村も含めて、広域企業団が中心となって効率的な運用の方法を共有しながら、改革、改善となる具体的な取組を引き続き御検討いただくよう要望いたします。私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○浅岡議長 吉川敏文議員の質問が終わりました。

○浅岡議長 次に、一問一答方式により、神田隆生議員。

(神田隆生議員登壇)

○神田議員 箕面市の神田隆生です。

私は、三点について質疑並びに一般質問を行います。第一点は、第二号議案、大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件についてです。

第一は、千早赤阪水道事業における料金改定、料金改定率の根拠についてお聞きします。御答弁ください。

○浅岡議長 これより答弁を求めます。

○浅岡議長 林課長。

(林千絵経営管理部経営企画課長登壇)

○林経営管理部経営企画課長 千早赤阪水道事業の料金改定の検討に当たりましては、料金算定期間を令和四年度から八年度までとし、この五年間に見込まれる減価却費や維持管理費などの総支出を、給水収益や千早赤阪村からの繰入金などの総収入で賄うために、現在の料金からどの程度の割合の改定が必要となるかを算出しております。

その結果、収支均衡とするには、現在の料金から最低でも一七％増の改定を行い、給水収益を増加させる必要があること、また、料金改定率を一七％とした場

合、令和九年度にはさらに四六％の改定が必要との見込みになりました。

そこで、今回の改定では、必要最低限の一七％より率を高く設定して、千早赤阪村からの繰入金がある令和八年度までの間に利益を確保し、その黒字分を利益積立金として留保して今後の赤字を補填することにより、令和九年度の改定率の抑制を図ることといたしました。

このように、令和四年度と令和九年度の改定率の平準化を考慮した水準が、今回の二六％となったものでございます。

利益積立金を活用し、令和四年度と令和九年度に見込まれる料金改定率を平準化することにつきましては、企業団との統合案の経営シミュレーションにも織り込んでいた考え方であり、お客様の急激な負担増を緩和するために必要な対応と考えております。

千早赤阪水道事業においては、統合案策定時の想定より人口減に伴う給水収益の減少が進んでおり、厳しい経営状況となっておりますが、今後、経営改善、事業の効率化をさらに進め、令和九年度の改定率について抑制を図ってまいります。

○浅岡議長 神田議員。

(神田隆生議員登壇)

○神田議員 御答弁にあつたように、次回の令和九年度の改定に当たっても、料金や改定率の低減を図っていただくよう要望しておきたいと思っております。

第二は、料金改定に対する住民説明や住民合意、住民意見などについてどうであったのか質問いたします。千早赤阪村の住民の皆さんにどのように説明して合意を得たのか、住民の皆さんからどのような意見があったのか、御答弁ください。

○浅岡議長 林課長。

(林千絵経営管理部経営企画課長登壇)

○林経営管理部経営企画課長 企業団といたしましては、料金改定について、千早赤阪村の住民の御理解を得るため、料金改定の検討過程に住民の方に御参画いただくとともに、広く住民への情報提供、説明に努めてまいりました。

具体的には、水道使用者代表二名の方々に、料金検討部会の委員として参加していただき、意見をお聞きする中で、改定率を、統合案で想定していた二七％から二六％とすることや、生活用の使用者の平均的な使用水量においては、改定率が二六％を上回らないように配慮した料金設定を行うこととし、各委員の御了解の下、料金改定案を取りまとめいたしました。

また、住民の皆様への情報提供や説明につきましては、千早赤阪村広報紙に料金改定に関する情報を掲載させていただくとともに、料金検討部会や住民説明会の資料を、その都度、企業団のウェブページで公表しております。

住民説明会については九月に開催し、参加者からは、今回の料金改定は令和四年度から五年間における水準となっているが、その後はどうなるのかとの御質問があり、令和九年度にも料金改定が必要になるといった見通しについて御説明いたしました。

今後、日々の安定給水、施設の適切な維持管理と更新、効率的な事業運営を行うことで、住民の皆様から水道事業に対する信頼と料金に対する御理解が得られるよう努めてまいります。

○浅岡議長 神田議員。

(神田隆生議員登壇)

○神田議員 引き続き、情報公開、住民参加、住民合意に努めていただきたいと要望しておきます。

第二点は、第一号報告、令和二年度大阪広域水道企

業団水道事業会計決算報告の件についてです。

特別利益と特別損失に計上されている活性炭の入札  
談合に対する損害賠償請求について質問します。

本件は、この二月定例会で福田議員が質問されていた  
ものです。この問題は、令和元年十一月二十二日に  
公正取引委員会が、近畿地区の地方公共団体が発注し  
た活性炭の購入に関し入札談合を行った事業者に対し、  
排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったことを受け、  
大阪広域水道企業団として、活性炭購入に係る契約に  
関与した十二業者に対し、昨年十一月二十七日付で、  
遅延損害金も含めた総額十億七千五百五十六万三千七  
百六十円を請求したものです。

二月定例会では、入札の概要、公正取引委員会が設  
定した違反行為、当該事業者への対応、企業団として  
の談合防止策、請求根拠と時効などについて質疑があ  
りました。

改めて、請求からの経緯と現状について質問いたし  
ます。御答弁ください。

○浅岡議長 岡先課長。

(岡先雅史経営管理部会計課長登壇)

○岡先経営管理部会計課長 令和二年十一月二十七日、  
活性炭購入に係る契約に関与した十二社に対して、企  
業団が不法行為により受けた損害額及びその遅延損害  
金を請求しました。

その後、納期限の同年十二月十七日までに支払いが  
なかったため、令和三年一月六日に督促を行いました  
が、督促の納期限の令和三年一月十八日を過ぎ、現在  
に至るまで支払いがありません。

また、談合を行った事業者のうち一者が、公正取引  
委員会の排除措置命令に対する取消訴訟を提起してい  
ます。その状況や他団体の動向を注視しつつ、債権の  
管理に関する条例第八条第三号に基づき、現在、訴訟

も視野に入れた法的措置に向けて、顧問弁護士と相談  
しながら準備を進めているところでございます。

○浅岡議長 神田議員。

(神田隆生議員登壇)

○神田議員 再発防止も含め、厳格な対応を要望して  
おきます。

第二は、送水管布設工事(庭窪万博系連絡管・摂津  
市ほか)、千里浄水池更新事業(第二号池)、送水管  
布設鉄管製作及び継手工事(千里幹線バイパス管・  
豊中市)二工区、送水管布設工事(千里幹線バイパス  
管・吹田市ほか)三工区などで、数次にわたって契約  
変更が行われていますが、なぜ数次にわたったのか、  
その理由と内容について質問いたします。御答弁くだ  
さい。

○浅岡議長 堤課長。

(堤重徳事業管理部工務課長登壇)

○堤事業管理部工務課長 四件の工事における変更契約  
についてお答えいたします。

一件目の送水管布設工事(庭窪万博系連絡管・摂津  
市ほか)は、庭窪浄水場と万博公園浄水施設を連絡す  
る送水管を布設する工事でございます。本工事は、平  
成二十七年十一月の契約以降、これまで七回の変更契  
約を行っております。そのうち主なものとして、シー  
ルド工事の掘進中に検出いたしました可燃性のメタン  
ガス対策に係る費用、また、シールドマシンが地中障  
害物に接触したことによる撤去費用などについて、変  
更契約を行ったものでございます。

二件目の千里浄水池更新事業(第二号池)は、昭和  
四十四年設置の千里浄水池の耐震化を図る工事でご  
います。本工事は、平成二十九年五月の契約以降、こ  
れまで五回の変更契約を行っております。そのうち主  
なものとして、将来の浄水池のひび割れ防止対策のた

めコンクリートの仕様変更を行ったこと、また、労務  
単価等の上昇に伴う費用などについて、変更契約を行  
ったものでございます。

三件目の送水管布設鉄管製作及び継手工事(千里  
幹線バイパス管・豊中市)二工区は、千里幹線バイパ  
ス管布設工事に伴う鉄管の製作及び現場継手を行う  
工事でございます。本工事は、平成三十年一月の契約  
以降、これまで四回の変更契約を行っております。そ  
のうち主なものとして、警察との協議によりまして配  
管ルートを変更したことに伴いまして、鉄管の製作  
費用などについて、変更契約を行ったものでございま  
す。

四件目の送水管布設工事(千里幹線バイパス管・吹  
田市ほか)三工区は、既設の千里幹線を二重化するた  
めにバイパス管を布設する工事でございます。本工事  
は、平成三十年二月の契約以降、これまで三回の変更  
契約を行っております。そのうち主なものとして、地  
中障害物を回避するため配管ルートを変更したことに  
伴う費用などについて、変更契約を行ったものでござ  
います。

以上でございます。

○浅岡議長 神田議員。

(神田隆生議員登壇)

○神田議員 これらの工事は、北大阪地域でも重要な工  
事であると考えています。二〇一八年に発生した大阪  
北部地震により水道管が破損し、断水が発生したこと  
もあります。今後も、計画的に地震対策を進めていた  
だくよう要望して、質疑を終わります。

○浅岡議長 神田隆生議員の質問が終わりました。

○浅岡議長 次に、一問一答方式により、是枝綾子議員。

(是枝綾子議員登壇)

○是枝議員 忠岡町選出の是枝でございます。

通告に従い、質疑と一般質問を行います。

まず、第四号議案の令和二年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分について、

令和二年度決算において、当年度純利益三十九億三千五百二十六万二千四百七十六円と、前年度繰越剰余金十七億円、その他未処分利益剰余金変動額を合わせると、当年度未処分利益剰余金は、七十七億三千六百七十五万三千五百七十一円であり、そのうち、五十四億七千九百九十三万七千九百五十一円を減債積立金に、一億五千五百三十二万四千五百二十五円を水道事業統合促進積立金に積み立て、二十一億百四十九万九千五百円を資本金に組み入れる処分をされるというものです。

まず、令和二年度の水道用水供給事業に係る未処分利益剰余金の処分については、どのような方針で行っておられるのか、お答えください。

○浅岡議長 これより答弁を求めます。

○浅岡議長 岡先課長。

(岡先雅史経営管理部会計課長登壇)

○岡先経営管理部会計課長 剰余金については、原則、未処分利益剰余金のうち、前年度繰越利益剰余金及び当年度純利益の合計額を目的別の積立金として全額積み立てることとしています。

なお、令和二年度水道用水供給事業においては、令和元年度決算利益が経営戦略上の利益を上回り、この上振れ分の一部を、新型コロナウイルス感染症の影響を勘案した料金軽減の財源とするため、前年度繰越利益剰余金として利益の処分を留保していたものがあります。

積立ての順序については、まず、水道事業統合促進積立金に、年間の有収水量に一立方メートル当たり〇・三円を乗じた額を積み立てます。これは、水道事

業の統合促進を目的に設置しました水道事業統合促進基金の財源とするものでございます。

次に、経営戦略期間中の前半五年間の企業債償還金の額を限度として減債積立金を積み立て、減債積立金所要額を確保した場合には、五年間の改良費の額を限度として建設改良積立金を積み立てることとしております。

水道用水供給事業においては、減債積立金所要額に達しておりませんので、全額、減債積立金を積み立てることとしています。

また、過去に積み立てた減債積立金などを取り崩して当年度企業債の償還などに活用した額、未処分利益剰余金変動額ですが、全額、資本金に組み入れることとしております。

○浅岡議長 是枝議員。

(是枝綾子議員登壇)

○是枝議員 前年度から繰り越されてきた十七億円の未処分利益剰余金については、新型コロナウイルス感染症に関して、令和二年度に実施した水道用水供給料金の軽減措置の財源になっていることですが、料金軽減を四か月、一立方メートル当たり十円の軽減をしたという経緯についてお答えください。

○浅岡議長 林課長。

(林千絵経営管理部経営企画課長登壇)

○林経営管理部経営企画課長 水道用水供給料金につきましては、令和二年四月から七月検針分までの四か月を対象に、一立方メートル当たり十円の軽減を行いました。これは、新型コロナウイルス感染症による影響を勘案し、府内各水道事業の経営安定化に寄与することを目的に、緊急的な措置として実施したものでございます。

実施期間や軽減額につきましては、水道用水供給事

業の経営の健全性を確保するため、令和元年度決算において、単年度損益が経営戦略策定時と比べて上振れをした三十四億円のうち十七億円を、計画で見込んでいた赤字の補填のために積み立て、残りの十七億円を繰越利益剰余金として軽減措置の財源とすることとし、その範囲内で実施が可能な規模として、四か月、一立方メートル当たり十円といたしました。

○浅岡議長 是枝議員。

(是枝綾子議員登壇)

○是枝議員 水道用水供給事業の料金軽減措置の実施に当たり、多くの構成団体から要望があったのか、また、構成団体からはどのような意見があったのでしょうか、お答えください。

○浅岡議長 林課長。

(林千絵経営管理部経営企画課長登壇)

○林経営管理部経営企画課長 軽減措置の実施に際し、構成団体からは、企業団の経営に影響を与えない範囲で、受水団体の負担軽減を検討していただきたいとの要望が多くあった一方で、上振れ分の資金については、一時的な軽減ではなく、企業団の経営改善に充てるべきといった御意見もございました。

そのため、現在、構成団体と、危機事象時の水道用水供給料金の減免の在り方について、意見交換を実施しているところです。

○浅岡議長 是枝議員。

(是枝綾子議員登壇)

○是枝議員 新型コロナウイルス感染症は、パンデミックであり、災害時対応が求められていると思います。

現在、構成団体と協議の場を設け、危機事象時の水道用水供給料金の減免の在り方に関する意見交換がされておられます。どのような議論がなされているのか、また、企業団として、今後、水道用水供給料金の追加

の軽減を実施する考えはあるのか、お答えください。

○浅岡議長 岡先課長。

(岡先雅史経営管理部会計課長登壇)

○岡先経営管理部会計課長 危機事象時の水道用水供給料金の減免の在り方に関する意見交換においては、天災その他の特別な理由がある場合の料金の減免対象や基準等について、構成団体と検討を進めているところです。

なお、現時点では、新型コロナウイルス感染症の影響を勘案した追加の軽減措置の実施については、検討しておりません。

○浅岡議長 是枝議員。

(是枝綾子議員登壇)

○是枝議員 今回の水道用水供給事業の料金の軽減は、多くの団体が希望していたとのこと。今後も、構成団体の意見をしっかりと受け止めて、企業団の経営上、可能な範囲でのさらなる料金軽減措置を実施されるよう求めます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いいたします。

現在は、新型コロナウイルスの感染者数は全国的に少なくなっています。第五波と言われる今年の夏において、大阪でも陽性者数が一日三千人を超えるなど、大変厳しい状況にあります。

このような中、企業団職員の感染状況についてはウェブページでも公表されていますが、この間、企業団においても、北部水道事業所をはじめ複数の所属で感染者が出ています。

改めて、この間の企業団職員の感染状況と、コロナ対策についてお答えいただきたいと思えます。

○浅岡議長 小島課長。

(小島謙一経営管理部総務課長登壇)

○小島経営管理部総務課長 職員の新型コロナウイルス感染症の感染状況と対策についての御質問にお答えいたします。

企業団における本年七月から九月の職員の感染状況につきましては、七つの所属、十四名の感染が確認されました。このうち、吹田市に事業所がある北部水道事業所が最も多く、八月二十四日に一名、二十六日に一名、二十九日に一名、九月一日に二名、合計五名感染が確認されております。十月以降、新たな感染者はございません。

企業団における対策については、職場内でのマスクの着用、手洗い、接触機会の低減といった感染症対策はもろろのこと、発熱や体調不良など感染が疑われる症状がある場合には、職員の職場への出勤を控えるなどの対策も行っております。

○浅岡議長 是枝議員。

(是枝綾子議員登壇)

○是枝議員 今、御答弁にありました北部事業所では、八月二十四日から九月一日の短期間に五名の感染者が確認されたということですが、事業所の業務に支障はなかったのでしょうか。

また、短期間に感染が相次いだということで、北部事業所ではどのような対応を行われたのでしょうか、お答えください。

○浅岡議長 小島課長。

(小島謙一経営管理部総務課長登壇)

○小島経営管理部総務課長 お答えいたします。企業団では、感染者が確認された場合、当該所属の所属長をトップとする現地対策本部を設置するとともに、事業所内や公用車の消毒、外部との接触の低減などといった対策を行っております。

北部水道事業所では、感染者が相次いだことを受け、

これらに加え、さらなる対策として、八月二十七日に一部の課の執務場所を別フロアに移したところです。

その後、九月一日に四人目と五人目の感染が確認され、さらに感染者や濃厚接触者が確認された場合には、事業運営に支障が出るおそれもありましたことから、北部水道事業所管内で漏水事故等があった場合に備えるよう、他の所属の職員をあらかじめ指名し、企業団を挙げてバックアップ体制を整えました。

さらに、北部水道事業所での感染拡大を防ぐため、九月二日に、既に感染状況が判明した職員を除く所属職員全員に、簡易キットによるPCR検査を実施しました。検査結果については全員陰性であり、以後、同事業所において感染者は発生しておりません。

○浅岡議長 是枝議員。

(是枝綾子議員登壇)

○是枝議員 同じ事業所内で感染が相次いだため、同じ所属の職員全員にPCR検査を実施されたとのことですが、今後、感染者が一人でも確認された場合や、全職員を対象にPCR検査を実施するなど、企業団独自で積極的にPCR検査を進めていくべきではないでしょうか、お答えください。

○浅岡議長 小島課長。

(小島謙一経営管理部総務課長登壇)

○小島経営管理部総務課長 PCR検査をもっと独自に実施していくべきとの御質問でございます。PCR検査につきましては、医療機関を受診した上で、医師の指示に基づき実施をするなどの対応が基本と考えてございます。

ただ、さきの北部水道事業所の事例におきましては、短期間に多くの感染が確認され、職場内のクラスターの可能性もあったことから、業務執行体制確保のため、無症状の感染者の存在も含め、感染状況を早急に確認

する必要があると判断し、同事業所を所管する吹田市保健所と相談しながら実施したものです。

このように、独自のPCR検査につきましては、一定の要件の下で限定的な場合に行うものと考えております。

○浅岡議長 是枝議員。

(是枝綾子議員登壇)

○是枝議員 一つの所属で多数の職員が感染した場合、業務継続のため、他の所属から応援に向かう職員もいると思います。この応援職員に対しても、安心して業務に従事できるように、応援が終わって元の所属に戻るタイミングにも、感染を広げないためにも、PCR検査を実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。お答えいただけますか。

○浅岡議長 小島課長。

(小島謙一経営管理部総務課長登壇)

○小島経営管理部総務課長 御答弁申し上げたとおり、独自のPCR検査につきましては、一定の要件の下で、限定的な場合に行うものと考えております。

議員が御提起いただく他団体からの応援が必要になる場合において、あるいは戻るときというところでございますが、応援職員が安心して業務に従事できるように、感染症対策について徹底することはもちろん、当該職員の健康管理についても適切に対応してまいりたいと考えております。

○浅岡議長 是枝議員。

(是枝綾子議員登壇)

○是枝議員 ぜひ、新型コロナウイルスの感染症を拡大させないためにも、適切な対応を行っていただきたいと思っております。

次に、ワクチンの職域接種についてです。

新型コロナウイルス対策としては、ワクチン接種も

有効と言われており、今、国内でも三回目の接種に向けて進み始めているところです。

企業団として、職域接種についてはどのように考えておられるのでしょうか、お答えいただきたいと思っております。

○浅岡議長 小島課長。

(小島謙一経営管理部総務課長登壇)

○小島経営管理部総務課長 お答えいたします。厚生労働省が示しているコロナワクチンの職域接種につきましては、同一の接種会場で二千回程度、これは千人程度掛ける二回ということでございます。この接種を行うことが要件とされているところでございますが、現在、企業団の職員数は千人に満たないことから、要件を満たしておりません。

それは踏まえまして、職員のワクチン接種につきましては、居住市町村が実施する個別接種または都道府県が実施する大規模接種を受けることを基本に、ワクチン接種を受ける場合や副反応の症状により療養が必要な場合につきましては、職務専念義務の免除の取扱い等を周知するとともに、取得に当たりましては、職員がワクチンを接種しやすいよう配慮に努めてきたところでございます。

以上でございます。

○浅岡議長 是枝議員。

(是枝綾子議員登壇)

○是枝議員 企業団が安定的に水を供給していくためにも、職員が安心して働けることが重要です。今後、検査やワクチン接種に十分配慮され、職員が安心して働ける環境づくりをしていただきますよう求めています。

三つ目は、第一号報告、令和二年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件についてです。

決算書の職員に関する事項について、技術職員数の推移について伺います。お答えをお願いいたします。

○浅岡議長 小島課長。

(小島謙一経営管理部総務課長登壇)

○小島経営管理部総務課長 令和二年度水道事業会計決算の技術職員数の推移についての御質問にお答えいたします。

水道用水供給事業の技術職員数については、決算書に記載のとおり、令和二年度末現在、二百八十八名で、前年度、二百八十二名に対し、改良工事の増加等により六名増加となっております。また、九つの市町村域水道事業における技術職員数は、令和二年度末現在、合計で四十九名でございます。前年度と同数でございます。

○浅岡議長 是枝議員。

(是枝綾子議員登壇)

○是枝議員 水道用水供給事業に係る技術職員数は、令和二年度改良工事の増加等により、前年度と比較して六名増加したとのことですが、企業団が発足した平成二十三年度は二百九十九名だったところ、令和二年度末は二百八十八名と減少しております。これで本当に適切に配置していると言えるのでしょうか、お答えください。

○浅岡議長 小島課長。

(小島謙一経営管理部総務課長登壇)

○小島経営管理部総務課長 技術職員数が、平成二十三年度、二百九十九名から、令和二年度末、二百八十八名と、十一名減少しているとの御指摘ですが、この十一名減少の主な理由は、浄水場の運転管理業務を委託したことなどによるものです。

企業団では、事業量に見合う人員を措置するという

考えの下、所要の人員を配置しているところでございます。  
ます。

○浅岡議長 是枝議員。

(是枝綾子議員登壇)

○是枝議員 事業量に見合った職員を配置しているとのことですが、果たして十分なのか心配するところであり  
ます。

そこで、職員の時間外労働の状況についてお伺い  
したいと思います。御答弁をお願いいたします。

○浅岡議長 小島課長。

(小島謙一経営管理部総務課長登壇)

○小島経営管理部総務課長 企業団職員の時間外労働の  
状況についての御質問ですが、令和二年度実績で時間  
外労働は、企業団全職員一人当たり平均で月十八・八  
時間です。令和元年度実績が十八・七時間であり、前  
年度と比較してほぼ横ばいとなっております。

以上でございます。

○浅岡議長 是枝議員。

(是枝綾子議員登壇)

○是枝議員 前年度と比較してほぼ横ばいとのことであ  
りますが、残業の実態があるのも事実であります。時  
間外労働を前提にした職員配置は、適正とは言えない  
と思います。こうした実態をきちんと把握し、適正に  
職員を配置すべきだと考えますが、いかがお考えで  
すか、お答えをいただきたいと思えます。

○浅岡議長 小島課長。

(小島謙一経営管理部総務課長登壇)

○小島経営管理部総務課長 職員の配置についてござ  
います。今後とも、事業量や時間外労働の状況も含  
めた勤務実態を把握し、適正な人員配置に努めてま  
います。

○浅岡議長 是枝議員。

(是枝綾子議員登壇)

○是枝議員 水道事業をこれからも安定的に運営してい  
くためにも、技術職員をしっかりと確保していかなけれ  
ばならないと考えます。

今後の技術職員の確保についてはどのようにお考え  
でしょうか、お答えをいただきたいと思えます。

○浅岡議長 小島課長。

(小島謙一経営管理部総務課長登壇)

○小島経営管理部総務課長 ライフラインを担う水道事  
業者として、専門的な知識を有する技術職員の確保の  
重要性について強く認識いたしております。

今後、即戦力となる職務経験者を含む幅広い職種や  
年齢層での職員の採用を計画的に行うなど、事業運営  
に必要な技術職員の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○浅岡議長 是枝議員。

(是枝綾子議員登壇)

○是枝議員 今後、老朽施設の更新や老朽管の更新工事  
等、事業が増えていくということですので、現  
状の時間外労働を前提とせず、技術職員の増員を求め  
まして、質問を終わります。

○浅岡議長 是枝綾子議員の質問が終わりました。

以上で通告の質疑及び質問は終了しました。

これをもって、上程の議案に対する質疑及び企業団  
の一般事務に関する質問を終結します。

○浅岡議長 ここで、議事の都合により休憩します。

なお、再開の時刻は後ほど御連絡いたします。

(午後二時二十六分休憩)

(午後二時三十八分再開)

○浅岡議長 それでは、休憩前に引き続き議事を続行し  
ます。

○浅岡議長 日程第五の諸議案九件のうち、議決不要の  
報告第三号及び第四号を除く七件に対する討論は、通  
告がありませんので、討論なしと認めます。

○浅岡議長 これより日程第五の諸議案につきまして、  
採決に入ります。

議決不要の報告第三号及び第四号を除く議案第一号  
から第五号並びに報告第一号及び第二号、大阪広域水  
道企業団個人情報保護条例一部改正の件外六件を一括  
して採決します。

○浅岡議長 お諮りいたします。

以上の諸議案七件につきまして、可決、認定するこ  
とに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○浅岡議長 異議なしと認めます。よって、以上の諸議  
案七件は、可決、認定することに決定いたしました。

○浅岡議長 これで、本日の日程は全て終了しました。  
以上、本日の会議を閉じます。

これをもって令和三年十一月定例会を閉会いたしま  
す。

午後二時四十分 閉会

議長	浅岡 正広
副議長	上田 光夫
議員	西村 昭三
議員	吉川 敏文